

住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業
《論点等説明資料》

省内事業仕分け室作成資料

主要な論点

1. 事業主都合による離職等に伴い住居喪失状態となった者が、再就職できる環境を提供する仕組みとして、十分な効果を上げているか。

○ 貸付を受けた者のうち早期に常用就職した者の割合は3割程度

(参考)

貸付を受けた者のうち常用就職した者の数〔平成22年3月末現在〕

- ・ 平成20年12月～平成21年3月に貸付を受けた者(5,840人)のうち常用就職した者は2,067人(1,674人(※)就職率 28.7%)
 - ・ 平成21年4月～9月に貸付を受けた者(4,378人)のうち常用就職した者は1,425人(1,308人(※)就職率 29.9%)
- ※ ()は、貸付後6か月以内に就職している者

2. 制度発足時に比べ貸付を受けた件数及び住居喪失離職者のうち本制度を利用した割合も大幅に減少しており、事業としての一定の役割は終えたのではないか。

(参考)

- ・ 貸付を受けた件数
平成20年度(H20.12～H21.3) 月平均約1,460件(5,840件)
平成21年度 月平均約460件(5,542件)
※ 平成20年度第4四半期5,729件に対し、平成21年第4四半期は421件

貸付を受けた実績

年度	平成20年度	平成21年度			
四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
件数(件)	5,729	3,165	1,213	743	421

- ・ 住居喪失離職者のうち本制度を利用した割合
平成20年度 44.6%
平成21年度 30.9%
平成22年度(見込み) 13.4%

(次ページに続く)

《 貸付見込み 》

- 貸付の見込みに比べ実際の融資利用実績が低調となった要因は何か。

(参考)

【貸付見込み】

平成20年度見込み	7,500人
平成21年度見込み	45,000人
平成22年度見込み	23,000人

【融資利用実績】

平成20年度実績	5,840人
平成21年度実績	5,542人
平成22年度実績見込み	2,040人

【住居喪失離職者】

平成20年度 (H20.12~H21.3)	13,085人
平成21年度	17,918人
平成22年度見込み	15,276人

《 再就職＝返済免除 》

- 貸付を受けた者のうち、早期に常用就職に結びつき返済免除の対象となった者は見込みどおりか。

(参考)

貸付を受けた者のうち常用就職した者の数〔平成22年3月末現在〕

- ・ 平成20年12月～平成21年3月に貸付を受けた者(5,840人)のうち常用就職した者は2,067人(1,674人(※)就職率は28.7%)
 - ・ 平成21年4月～9月に貸付を受けた者(4,378人)のうち常用就職した者は1,425人(1,308人(※)就職率は29.9%)
- ※ ()は、貸付後6か月以内に就職している者

- 本制度は、事業主都合による離職等に伴い、住居を喪失した者が早期に再就職を実現できるよう、6か月以内に再就職した場合の返済免除を設けているが、就職に向けたインセンティブとして機能しているか。

- 貸付を受けた者に対するインセンティブだけではなく、ハローワークとして就職支援を行うべきではないか。

《 返済不能 》

- 返済不能の今後の見込みはどうか。

返済不能については、自己破産を除けば初回の貸付から18ヶ月経過した時点で発生することとなる。今後の見込み等をどのようにフォローしているか。

(参考)

返済不能人員及び金額の実績		
20年度	なし	
21年度	42人	25百万円

(次ページに続く)

《 不正融資 》

○ 労働金庫協会の調査によると、貸付制度が不正に利用されたとみられる事案が395件、約4.3億円となっている。この原因は何か。審査体制等に問題はなかったか。

《 類似制度 》

○ 住居を喪失した離職者等に対しては、本制度以外にも「住宅手当制度」や「総合支援資金貸付制度」による支援を実施している。
これらの制度との役割分担はどうなっているのか。

(参考)

	住宅手当	総合支援資金貸付
事業創設	平成21年10月	
決定件数(件) (平成21年10月～平成22年4月)	(支給) 24,997 (※)	(貸付) 23,806

※ 平成22年4月からの延長決定分989件を含む。

	就職安定資金融資	住宅手当	総合支援資金貸付
支給対象者	解雇や雇用期間満了による雇止め等に伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされる方等	平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合 ①現在、住居がない方 ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失う恐れのある方	生活の立て直しのために、継続的に相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者。
支援方法	貸付(※1)	給付	貸付
支給要件	①事業主都合等による離職をし、その離職後1年以内であり、住居喪失状態となっている ②離職前に世帯の主たる生計維持者であった ③預貯金・資産がない ④常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う ⑤暴力団員でないこと ⑥貸付られた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること	①収入・資産が基準以下の方 ※ 地域や世帯人員により上限額が異なる。 (例) 東京都区市・単身世帯の場合 月収13.8万円未満、預貯金50万円以下 ②就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方 ※ ハローワークでの職業相談(月1回以上)、自治体での月2回以上の面接支援、原則週1回以上の求人先への応募等が必要	①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ③他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること ⑤社会福祉協議会及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること
支給内容	①住宅入居初期費用：上限50万円 ②家賃補助費：上限月額6万円 ③常用就職活動費： 上限月額15万円 ④就職身元保証料：上限10万円 ※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。	賃貸住宅の家賃額 ※地域ごとの上限額及び収入に応じた調整あり。 (例) 東京都区市・単身者・収入が84,000円の場合は53,700円/月	①生活支援費 ・2人以上の世帯：上限20万円/月 ・単身世帯：上限15万円/月 ②住宅入居費：上限40万円 ③一時生活再建費：上限60万円
支給期間	上記支給内容の②及び③については、6回(月1回)	6か月以内(さらに3か月延長可)	生活支援費：最長1年間
主体	国(※2)	都道府県、市町村(町村は福祉事務所を設置している町村のみ)	都道府県社会福祉協議会

※1 貸付実行後一定の要件を満たした場合に、貸付額の返済が一部免除される。

※2 信用保証：日本労働信用基金協会 貸付：労働金庫